赤城特別支援学校いじめ防止基本方針

赤城特別支援学校は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 本校の基本方針

本校は、校訓「学ぼう、明るく、仲よく、元気よく」のもと、自立と社会参加を目指して自ら学び、明るく元気に、思いやりのある児童生徒の育成を目指している。全ての児童生徒が安全に、安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。いじめの未然防止を図りながら、いじめの兆候や発生を見逃さず早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、「いじめ対策委員会」が速やかに対応する。

2 基本的な考え方

いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。「いじめは、いつでもどこにおいても起こり得る、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という共通した認識をもとに、全教職員が、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。日常の些細な変化を見逃さず、「いじめを許さない学校づくり」を進めていく。

3 校内組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ 実効的に行う。

【構成員】

- (1)委員長 校長
- (2)委員(常時)副校長、教頭、事務長、学部主事、教室主任、教務主任、生徒指導主事、 進路指導主事、保健主事、渉外部長、養護教諭

(いじめ発生時)上記の委員のほか、関係担任、生徒指導係を加える。

4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1)いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2)いじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援やいじめを行った児童生徒の保護者に対する助言等を行う。 また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者へ提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1)いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2)いじめにより児童生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされいる疑いがあると認めるとき。
 - ※相当の期間とは、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

7 児童生徒理解と教育相談の取組

日頃から、児童生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つことが重要である。どのようなことでも大人へ相談してよいという意識を、教育活動全体を通して高める。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。

8 いじめの認知

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

9 特に配慮が必要な児童生徒について

発達障害や外国籍、家庭環境の様子等から、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に 当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒 に対する必要な指導を組織的に行う。

10 いじめの解消について

いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。

- (1)いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
- (2)いじめを受けた児童生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

11 インターネット上のいじめについて

インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることを児童生徒に理解させるとともに、 SNS等に頼らない人間関係づくりへの意識を高めていけるような指導を行う。

12 その他

いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る児童生徒への指導及び取組について、達成状況を学校評価において評価し、改善を図る。